

主要事業マネジメントシート

部局名 福祉部

事業名	障がい者差別解消総合推進事業費												
予算額	H24 H25	千円() 千円()	千円() 千円()	H26 H27要求	千円() 17,069 千円()	千円() 千円()	実績	H24 H25	千円() 千円()	千円() 千円()			
事業の優先性	<input type="checkbox"/> 重点課題【知事重点分野】(項目名:) <input type="checkbox"/> 成長戦略(項目名:) <input checked="" type="checkbox"/> その他(項目名:)		<input type="checkbox"/> 人口減少関係(項目名:) <input type="checkbox"/> 新・地震防災アクションプラン(項目名:)										
事業選択	役割分担	行政としての役割	<input checked="" type="checkbox"/> 府の役割 <input type="checkbox"/> 国の役割 <input type="checkbox"/> 市町村の役割 (理由) 障害者差別解消法は、地方公共団体(都道府県・市町村)に差別に係る相談、紛争の防止等の体制整備を求めている。府として市町村域を超えた相談等困難事案の解決に向けた対応につき市町村を支援する必要がある。		民間との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 民間では実施不可(行政がすべき役割) <input type="checkbox"/> 民間で実施するためのインセンティブとして実施 <input type="checkbox"/> その他 (理由) 差別解消を推進する施策の実施は、法に規定された行政の責務である。特に、差別に関する相談や紛争解決において事業者との調整は行政しかできない。							
	事業手法	手法の妥当性	○ 障がい理由とする差別の解消を図るためには、何が差別に当たるのかを府民、事業者にわかりやすく示すことが必要であり、そのために策定したガイドラインの普及啓発を図ることが効果的である。 ○ また、そもそも、差別は障がいに対する無理解、偏見から起こるものとされる。そのため障がいの特性や特性に応じた配慮等をわかりやすく解説したハンドブックの作成・普及や、企業等事業者へ講師を派遣して啓発する出前講座を実施することが、障がい理解へとつながる。 ○ 差別に係る相談に関しては、市町村等地域において解決が困難な事案への対応、また、事案解決のために障がい者と事業者双方の意見を聞きながら仲介・調整を行うことが求められ、このための専任の相談員を府において対応することで、差別の解消を着実に図ることができる。										
		受益と負担	<input type="checkbox"/> 受益者負担あり(内容・水準:) <input type="checkbox"/> 受益者負担を求めない(理由:) <input checked="" type="checkbox"/> 受益者負担になじまない										
		将来のリスク管理	特段のリスクなし										
	事業間調整	庁内での連携	大阪府障がい者施策推進本部、同幹事会を通じ、連携を図っている。										
	他事業との整合性等	他事業との重複はなし。											
事業効果	目標・指標	(事業目標) 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現 (指標) (活動指標) ・ガイドライン啓発リーフレット:5万部 ・障がい理解を推進するハンドブック:15,000部 ・広域専門相談員(仮称)による市町村等研修会:16回 ・障がい理解のための出前講座実施回数:44回 ・啓発シンポジウム:1回 (事業期間) H27 ~ H						(実績) 				-目標に達しなかった場合の改善方策	
	コスト分析	(指標) H24(フルコスト) 千円/(分析単位) = 千円 H25(フルコスト) 千円/(分析単位) = 千円						(コスト分析結果) 					
	特記事項	<事業優先性や事業選択の判断に影響を与えるような事情が新たに発生した場合に記載>											